

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年^{大蔵省}労働省令第一号）

改正案	現行
（労働金庫の付随業務） 第四十二条（略） 2ゝ8（略） 9 法第五十八条第二項第二十二号に規定する会員に準ずる者として 内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、間接構成員とする。 10 法第五十八条第二項第二十二号イに規定する内閣府令・厚生労働 省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち 使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項及び次条 第九項において同じ。）の中途において契約の解除をすることがで きない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使 用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契 約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全 部を支払うこととされているものとする。 11 法第五十八条第二項第二十二号ロに規定する内閣府令・厚生労働 省令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。 （労働金庫連合会の付随業務） 第四十三条（略） 2ゝ7（略）	（労働金庫の付随業務） 第四十二条（略） 2ゝ8（略） （新設） （新設） （労働金庫連合会の付随業務） 第四十三条（略） 2ゝ7（略）

8 法第五十八条の二第二項第二十号に規定する会員に準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会の会員たる労働金庫の会員とする。	(新設)
9 法第五十八条の二第二項第二十号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未經過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。	(新設)
10 法第五十八条の二第二項第二十号ロに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。	(新設)
11 (略)	8 (略)
(金庫の子会社の範囲等) 第四十五条 (略)	(金庫の子会社の範囲等) 第四十五条 (略)
2ゝ4 (略) 5 法第五十八条の三第二項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。	2ゝ4 (略) 5 法第五十八条の三第二項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。
一ゝ二の二 (略)	一ゝ二の二 (略)

三 法第五十八条第一項各号に掲げる業務に付随する業務及び同条第二項（第一号から第六号まで、第十三号及び第二十二号を除く。）又は法第五十八条の二第二項（第一号から第四号まで、第十一号及び第二十号を除く。）に規定する業務（有価証券関連業その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務に該当するものを除く。）

三の二（十）（略）

十一 機械類その他の物件を使用させる業務（法第五十八条第二項第二十二号イからハまで又は第五十八条の二第二項第二十号イからハまでに掲げる要件を全て満たす契機に基づき行われる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

（削る）

（削る）

（削る）

三 法第五十八条第一項各号に掲げる業務に付随する業務及び同条第二項（第一号から第六号まで及び第十三号を除く。）又は法第五十八条の二第二項（第一号から第四号まで及び第十一号を除く。）に規定する業務（有価証券関連業その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務に該当するものを除く。）

三の二（十）（略）

十一 機械類その他の物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）を使用させる業務（次に掲げる要件をすべて満たす契機に基づいて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ リース物品等を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二、三十九 (略)	十二、三十九 (略)
6、11 (略)	6、11 (略)
(証券関連専門業務等)	(証券関連専門業務等)
第五十二条 (略)	第五十二条 (略)
2、6 (略)	2、6 (略)
7 第四十三条第十一項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。	7 第四十三条第八項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。
(同一人に対する信用の供与等)	(同一人に対する信用の供与等)
第九十六条 (略)	第九十六条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 令第五条第五項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	4 令第五条第五項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一、四 (略)	一、四 (略)
五 貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの (法第五十八條第二項第二十二号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。)	(新設)
(労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項)	(労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項)
第二百二十条 (略)	第二百二十条 (略)
2 (略)	2 (略)

3 第四十三条第十一項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四十三条第十一項中「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項」とあるのは「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

3 第四十三条第八項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四十三条第八項中「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項」とあるのは「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。